

最低生活保障政策としての最低賃金

村上英吾

1. はじめに

2007年に最低賃金法が改正され、それ以降、地域別最低賃金額が大幅に引き上げられてきている。本稿では、こうした最低賃金をめぐる動向をどう評価するかを検討する。

日本の最低賃金法では、地域別最低賃金の水準を定めるにあたって、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、企業の賃金支払い能力を考慮することとされている。しかし、従来は主に企業の支払い能力が重視されて引き上げ額が決定されてきた。これに対して労働者や労働組合からは最低賃金額が低過ぎるという批判があったとはいえ、大きな社会問題として大幅な引き上げが検討されることはなかった。それは、最低賃金にかかわる労働者の大多数はパートやアルバイトの労働者であり、その多くは主に男性世帯主の稼得によって生計が維持されている世帯の構成員で、家計補助的に働いていたためと考えられる。加えて、税制や社会保障制度がこれらの労働者の労働市場への部分的参加を前提としているためである。つまり家計補助的に働く主婦パートや学生アルバイトは、配偶者控除や扶養控除、社会保険制度の扶養家族となる条件の枠内で働こうとして就業調整を行っており、賃金の大幅な引き上げを望まないという面もある。

2000年代に入ると、デフレ下で地域別最低賃金は据え置かれたが、2000年代前半頃から「格差と貧困」が社会問題化するなか、最低賃金で働

いた収入が生活保護水準より低いという「逆転現象」に注目が集まった。こうした動きを受けて、最低賃金法の見直しが行なわれた。改正法では、地域別最低賃金の決定にあたり、地域の労働者の生計費を考慮する際に生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされ、「逆転現象」の解消が最低賃金引き上げの当面の課題となった。

労働組合等は、健康で文化的な最低限度の生活ができる収入が得られるよう、最低賃金を1000円以上に引き上げる必要があると主張した。2009年に発足した民主党政権では「雇用戦略対話」において「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」という政労使合意がなされ、これが同内閣の「新成長戦略」に盛り込まれた。その後、民主党政権はもとより、安倍政権でもこの目標は引き継がれている。

安倍政権では「デフレ脱却」が目指され、「量的緩和」を柱とする金融政策に加えて、春闘で経営者団体に賃上げを要求するなど、賃金引き上げを目指し積極的に働きかけが行なわれた。これには、デフレの要因の一つが賃金の停滞にあるという認識から¹⁾、賃上げを通じて総需要を増大させて経済成長を実現する好循環をもたらそうとする狙いがある。ただし、一部の大企業では賞与等一時的な賃上げが行われたとはいえ、企業はベースアップには消極的であり、多くの中小企業では賃上げが実現していない。

政府が民間企業、とりわけ中小企業の賃金決定

に影響力を及ぼす方法には、人事院勧告による公務員給与の引き上げを通じて間接的に民間企業の給与水準の引き上げが促されるという経路もある。しかし、財政再建が求められるなか、公務員給与と引き上げにより民間給与の引き上げを促すことは難しい環境にある。それゆえ、最低賃金の引き上げは、政府が民間企業の賃金決定に直接影響を及ぼすことができる数少ない政策手段の一つであり、デフレ脱却のために最低賃金の引き上げを通じた賃金の底上げが重要な政策課題となっている。

とはいえ、経済学者の間では、最低賃金の引き上げは関連する労働者の雇用を減らすため、かえって労働者にとって好ましくないとする論者は少なくない。企業側からは、賃金は労使で決めることであり、政府が介入するのはおかしいという意見が根強い。そこで本稿では、近年の最低賃金引き上げの妥当性について検討したい。

2. 最低賃金をめぐる研究動向

経済学における最低賃金に関する研究の動向には、大きな画期があった。従来は、最低賃金の引き上げは労働需要を減少させ、雇用が減るとする見方が強かった。しかし、Card and Krueger (1995)によって、最低賃金を引き上げても雇用は減少しないとの指摘がなされ、これを契機に最低賃金引き上げの雇用に対する効果の研究が活発化した。アメリカの経済学者の間では、依然として最低賃金を引き上げると雇用が減少するという主張が主流である。Neumark and Wascher (2008)は、多数の実証研究をサーヴェイした結果、最低賃金の影響を最も受けやすい若年低賃金層に関して負の雇用効果を認める研究が多いと指摘しており、多くの文献で引用されている。

一方、ILOの『世界労働レポート』のなかでRani, Besler and Ranjbar (2013)は「ミクロ経済的な研究を中心とする最近の文献が示唆するところによると、ほとんどの場合、最低賃金の雇用に対するマイナス効果はごく小さいか、まったくな

いかのいずれかである」²⁾と結論づけている。たとえば、Doucouliagos and Stanley (2009)は、1972～2007年に公刊された64のアメリカにおける最低賃金研究について、メタ分析という手法を用いて検証し、最低賃金が10代の雇用に与える影響に関する1474の分析結果を、統計的な正確さ(標準誤差の逆数)によって選別した結果、正確性が高い分析は雇用効果がゼロ付近に集中していることを明らかにした。Giotis and Chletsos (2015)は、2010～2014年に公刊された45の研究について同様のメタ分析をした結果、負の雇用効果はないか、あったとしても非常に小さいというほぼ同様の結論を得ている。

一方で、Neumark and Wascher (2004)の研究では、クロスセクション分析によって国際比較研究を行ったところ、負の雇用効果は見られるが、それは積極的労働市場政策等の他の施策によっておおむね相殺できるという指摘がなされている。これは、最低賃金引き上げの影響を考える際に、関連する労働者の雇用を減らすかどうかという点だけに注目すべきではなく、最低賃金制度を労働政策全体のなかに位置付けて、政策効果を総合的に判断すべきことを示唆している。

アメリカでの研究の活発化と日本で格差と貧困が社会問題化したことを背景として、日本でも最低賃金に関する実証研究が行われた(橋木・浦川[2006]、大竹・川口・鶴[2013])。これらの研究については鶴(2013)が詳しくまとめている。このうち、Kawaguchi and Mori (2009)は最低賃金の引き上げが10代男性と中年層(25～59歳)の既婚女性の雇用を減少させるとし、Kambayashi, Kawaguchi and Yamada (2013)は中年層(31～59歳)の女性の雇用を減少させると結論づけている。

2007年の最低賃金法改正以降の影響を分析した研究としては、樋口・佐藤・小林(2011)と川口・森(2013)がある。樋口等は、最低賃金の上昇が非正規の男女、無業者、失業男女のそれぞれの雇用に及ぼす影響を分析した結果、いずれも有

意な結果は得られなかったとしている。一方、川口・森は2007～2010年の「賃金構造基本調査」と「労働力調査」のマイクロデータを利用し、最低賃金の就業率への影響を分析し、10代の若年層の就業率を低下させるとの結果を得ている。

以上のような研究状況を踏まえて、鶴は川口(2009)の言葉を引用しながら、「最低賃金の上昇が低賃金労働者の雇用に影響を与えないという信頼に足る研究結果は日本にほとんど存在しない」という評価が依然として妥当していると述べている。確かに、最低賃金の雇用効果を研究することには意味があり、引き続き研究が深められるべきであろう。ただし、最低賃金の雇用効果に関して数多くの研究が行われているアメリカの研究結果のメタ分析が示している通り、最低賃金引き上げの影響が大きなものではなく、さらにNeumark and Wascher (2004)や他の国際比較研究が示唆しているように、労働市場のパフォーマンスはさまざまな政策の組み合わせによって管理されるべきという点に鑑みれば、「純粋な」雇用効果に囚われ過ぎるべきではないものと思われる。

3. 日本における最低賃金の動向

図1は日本の地域別最低賃金の動向を示したものである。一番下の実線は最低賃金が最も低い県のコシエ、一番上でマーカーがついているのが最も高い東京都の最低賃金額、真ん中の破線が全国の荷重平均額である。1980年の最低額は318円、最高額は405円、全国平均が357円であったが、80～90年代を通じて上昇し、2000年には最低600円、最高額703円、平均659円となった。2000年代に入り、日本はデフレ不況が続くなか、2001年以降は最低賃金が横ばいとなり、全国平均は2001～02年が663円、03年は664円、04年は665円、05年は668円であった。

2007年に最低賃金法が改正され、「地域別最低賃金の原則」として「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければな

らない」とし「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」との条文が加えられた。改正法は2008年7月1日に施行されたが、これに先立ち07年から最低賃金の引き上げ額が高まった。2007年には最高額が前年比20円増の739円、最低額が8円増の618円、平均が14円増の687円となった。それ以降、毎年引き上げが行われ、2016年には全国平均が800円を超え、最高額の東京都は932円、最低額の宮崎と沖縄が714円で700円を上回った。

最低賃金は急ピッチで引き上げられてきたが、これに伴い地域間格差が拡大した。図2は、地域別最低賃金の全国平均を1とした時の最高額と最低額の比率であり、最低賃金の地域間格差を示している。最高額は1980年に1.13であったが、その後格差は縮小してゆき、1990年には1.06となった。96年には1.07となり2006年までは横ばいが続いた。ところが、2006年以降の最低賃金を引き上げる過程で地域間格差が再び拡大し、2011年以降は1.13～1.14で推移している。

最低額は1980～81年は0.89、82年からは0.90、89年以降は0.91と非常に安定しつつもわずかに格差が縮小してきたが、2007年以降格差が拡大し始め、2012年以降は0.87で推移している。

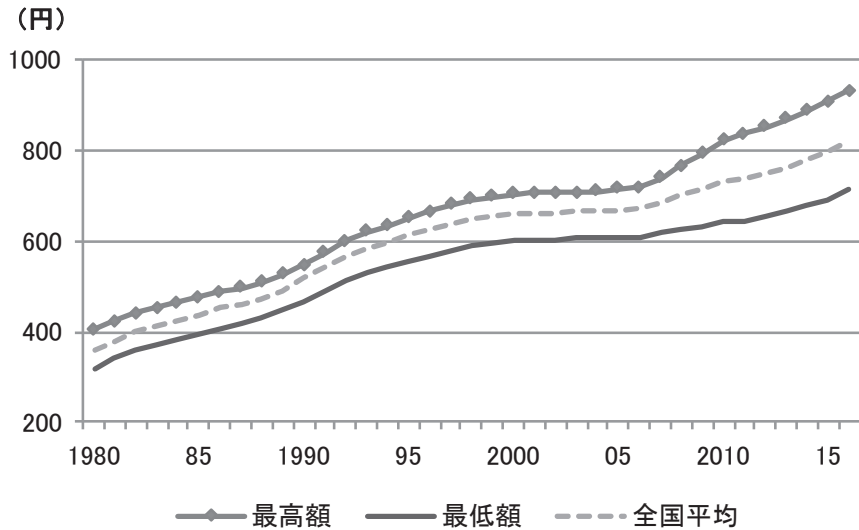
4. 最低賃金と最低生活費

①最低賃金の水準の妥当性

それでは最賃の水準が果たして妥当なのだろうか。最低賃金が生活保護基準を下回る逆転現象を解消すべきということで、2007年の改定以降、最低賃金が大幅に引き上げられてきた。政府は2014年に逆転現象は解消されたと主張している。ただし、この比較方法にはさまざまな問題が指摘されている(桜井[2013])。

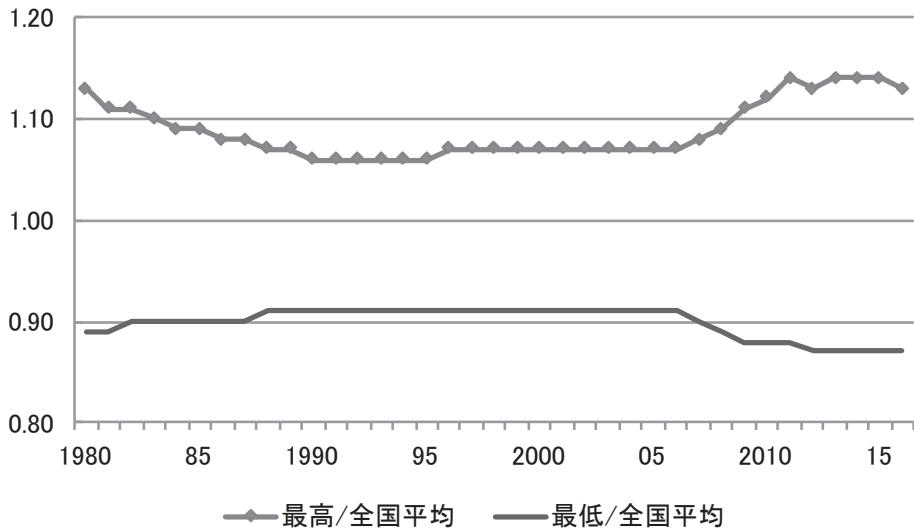
生活保護水準と最低賃金は、1ヶ月当たりの所得に換算して比較する。最低賃金は最低賃金額に1ヶ月の労働時間と可処分所得比率をかけて1ヶ

図1 地域別最低賃金の推移



出所：厚生労働省「地域別最低賃金改正の答申状況について」各年版より作成

図2 地域別最低賃金の地域間格差の推移



出所：同上

月の所得としている。1ヶ月の労働時間は173.8時間とされているが、これは週40時間×52.14週(365÷7)÷12ヶ月という式で算出された数値である。つまり、週休2日以外は休まず働き続けた場合の1ヶ月当たりの労働時間で1ヶ月の所得が算出されている。現実には祝日があるのでこれよりも労働時間は短くなる。たとえば、賃金構

造基本統計調査によれば、2014年の所定内労働時間(男女計・学歴計・産業計)は163時間、毎月勤労統計の一般労働者の所定内労働時間は156.5時間であった。国民の祝日が16日(8時間×16日=128時間)であるから、これを差し引くと163.1時間((40時間×52.14週-128時間)÷12ヶ月)となる。また、6ヶ月以上継続勤務し

た労働者に対して付与される有給休暇が10日以上なので、これを差し引くと156.5時間（40時間×52.14週-128時間-80時間）÷12ヶ月）となる。これが現実的なフルタイムの労働時間と言えるだろう。したがって、最低賃金で1ヶ月働いた際の労働時間は10～17時間ほど多めに見積もられており、時給800円としたら1ヶ月で8,000～13,600円ほど過大評価されていることになる。

可処分所得比率は、生活保護では税金や社会保険料の支払いが免除されるので、その点を考慮するための計算である。最低賃金が一番低く、可処分所得比率が高い沖縄の前々年度の数値をもとに計算されており、可処分所得比率が低い地域にとっては換算された最低賃金は過大評価された額となってしまう。

他方、生活保護費は、生活扶助基準の人口加重平均に住宅扶助実績値を加えて算出されている。生活扶助は人口加重平均であり、住宅扶助実績値は生活保護世帯の住宅扶助相当分を集計し生活保護世帯数で割った値であり、いずれも都市部では生活扶助費が過小評価されることになる。また、被保護世帯で勤労収入があった場合は申告し、一部は勤労に伴う必要経費として控除され、手取り収入は増える。この点が考慮されていないので、働く生活保護受給世帯の収入は低くなる。

これらの点を考慮して比較をすれば、「逆転現象」は解消されたとは言えない。政府も「賃金引き上げを通じて経済の好循環を実現する」と述べ、依然として最低賃金引き上げ目標は堅持しており、「時給1000円に近づける」という方向に向かっている。

一方で、政府は社会保障関連支出を抑制するため生活保護費を削減しようとしている。しかし、そもそも生活保護基準が最低生活費を賄うのに十分な水準にあるのかどうかという問題もある。そこで、生活保護費の引き下げの動きを受け、研究者の間で最低生活費を推計する研究が行われた。表1は、この結果をまとめたものである。これらは、実態生計費方式、理論生計費方式、合意形成

方式に分けることができる。

岩田ほか（2011）は、低所得者の消費実態に基づいて最低生計費を推計しようとする試みである。調査対象者に対して1ヶ月間の家計簿調査（購入レシート付き）および生活状況調査を実施して1ヶ月に必要な生計費を把握した上で、最低生計費を推定した。調査対象者の消費実態からは、所得が低下するのにもない消費水準も低下するが、所得の低下ほどには消費が下がらない「抵抗点」がいくつか確認された。また、耐久財などの高価な出費をしたケースを例外として除き、1ヶ月単位の食費その他の定常的な収支を所得階層別に見てみると、支出が収入を上回って赤字に転換（黒字赤字分岐点）する点が存在した。このうち「抵抗点」から推定された最低生計費は16万8,037円+税・社会保険料であった。これを可処分所得比率を0.86とし³⁾1ヶ月の労働時間が163時間であるとして時間あたり賃金率を計算すると1,198円となる。

実態生計費方式のもう一つの研究として、村上（2011）は「全国消費実態調査」のマイクロデータを利用して、同様に「抵抗点」と「黒字赤字分岐点」から三大都市圏（関東・中京・京阪神）の最低生活費を推計した。このうち「抵抗点」による推計は1ヶ月15万5,530円+税・社会保険料であり、時給に換算すると1,109円であった。

金澤（2009）は、アンケート調査をもとに最低限の消費支出の内容（マーケットバスケット）を設定した上で、市場調査に基づき生計費を算出する方法で埼玉県最低生計費を推計したところ17万4,406円であった（予備費を除く）。時給に換算すると1,244円となる。

合意形成方式のうち、山田ほかのネット調査（つましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために必要な額）では18万2,100円、時給は1,299円となった。岩田・岩永が実施した方法は、市民でミーティングをしながら最低生活費の水準に関して合意形成を図った結果、19万3,810円、時給1,381円であった。

表1 首都圏における1ヶ月の最低生活費の推計

	最低生活費	時給換算
生活保護	137,400 (159,767)	980
実態生計費 (家計簿調査) 岩田ほか (2011)	168,037 (195,392)	1,198
実態生計費 (全消) 村上 (2011)	155,530 (180,849)	1,109
マーケット・バスケット試算 金澤 (2009) ※	174,406 (202,798)	1,244
合意形成方式 (ネット調査) 山田ほか (2012)	182,100 (211,744)	1,299
合意形成方式 (三鷹調査) 男性 岩田・岩永 (2012)	193,810 (225,360)	1,381

注:「最低生活費」の括弧内は税・社会保険料を加えた額 (可処分所得比率 0.86)

「時給換算」は最低生活費に税・社会保険料を加え 163H ((40時間×52.14週-128時間)÷12ヶ月) で割った値。

※金澤推計のうち「予備費」(消費支出の1割)は除いた。

このように、さまざまな手法によって推計された最低生計費は、現在の生活保護水準を大幅に上回っており、政府が目指すとしている1,000円を上回っていた。全国平均が1,000円の時、最高額は前述の通りこの1.07~1.14程度とすると、約1,100~1,150円程度となるだろう。実態生計費は所得制約から消費を圧縮しているため推計値は低めに出ていると考えられる。合意形成方式による推計からすると、政府の目標値は厳し目の水準と見ることができるかもしれない⁴⁾。

②地域間格差の妥当性

ところで、興味深いことに表1に示した推計は新卒者の初任給に近い金額である。たとえば、2010年の東京の大卒初任給は20万7,000円、神奈川県、埼玉、千葉の4都県の単純平均は20万2,100円で合意形成方式による2つの推計と近似している。新卒初任給は就労経験のない労働者の給与であるから、労働者の技能や経験とは関係なしに、生活できる最低限の水準となっている可能性がある。そこで、新卒初任給を目安にして、都道府県別の最低賃金額の水準と地域間格差の妥当性について検討してみよう。

前節で見た通り、1980年代を通じて最低賃金の地域間格差は縮小してゆき、1990年以降は最高/最低比率が1.17で安定していたが、2007年以降に最低賃金が上昇する過程で地域間格差が拡

大し、2011年以降は1.3を上回るに至った。では、地域の最低生計費と労働市場の状況を反映していると考えられる初任給はどのように推移したのだろうか。

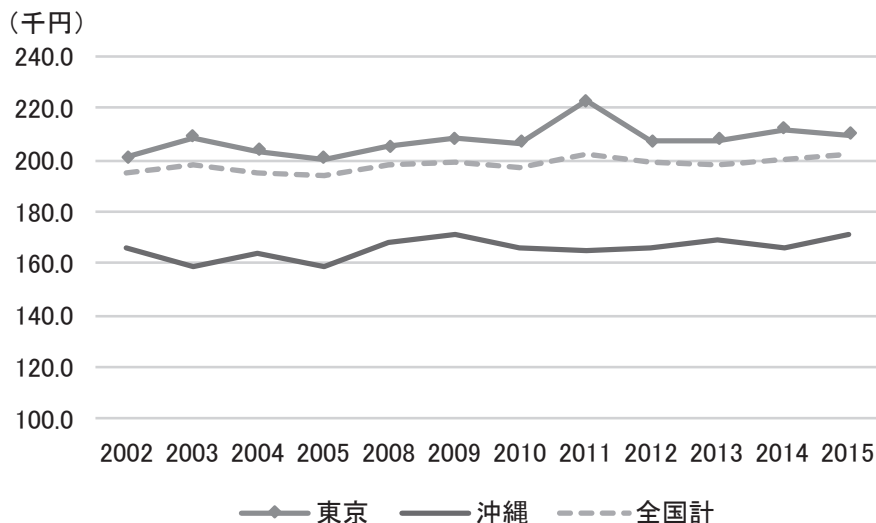
図3は、初任給が最も高い東京とほとんどの年で最も低い沖縄および全国の大卒者および高卒者の初任給額とその格差の推移を示している。東京の大卒者の初任給は2002年に20万400円で2005年まではほぼ横ばいで推移し、2009年以降わずかだが上昇傾向にある。沖縄もほぼ同様で、2002年は16万6,400円で、その後わずかに変動しつつも横ばいで推移していたが、2009年以降わずかに上昇傾向にある。

図4は、大卒初任給の全国計を1とした最高額の東京と最低額の沖縄の比率により、地域間格差の推移を示している(ただし、沖縄が最低でない年もある)。東京は2011年の例外を除き、全国計の1.03-1.05で安定的に推移している。沖縄はやや上下に変動しているが、0.82-0.86程度で推移しており、格差は比較的安定している。

高卒者は沖縄の初任給の変動が大きく、格差もその影響で大きく変動している。図5の通り、2002年の東京の高卒初任給は16万5,800円で、2008-09年に微増したが、2013年まではほぼ横ばいが続いていた。2014年から上昇し15年には17万7900円となった。全国計は2002年には15万4,000円でその後は横ばいが続いていたが、2008

最低生活保障政策としての最低賃金（村上）

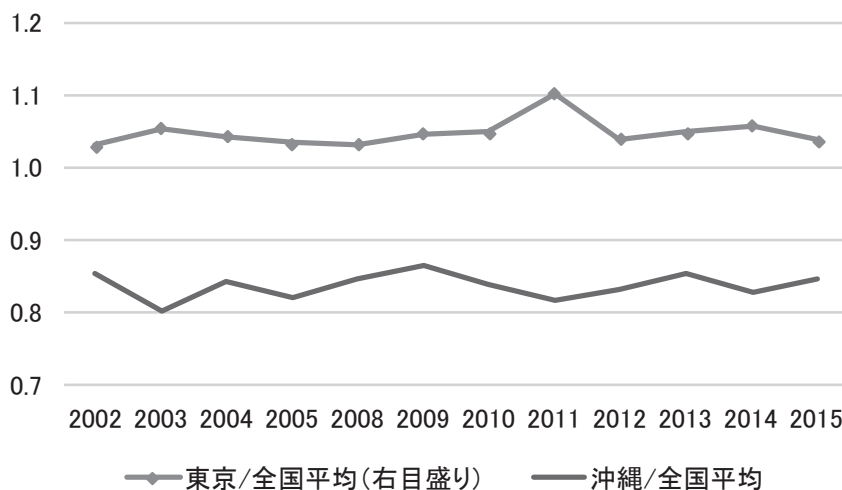
図3 地域別大卒初任給の推移



出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版より作成

注：初任給は男女計・産業計。2006 - 07年は男女計が公表されていないため割愛した。

図4 大卒初任給の地域間格差の推移



出所：同上

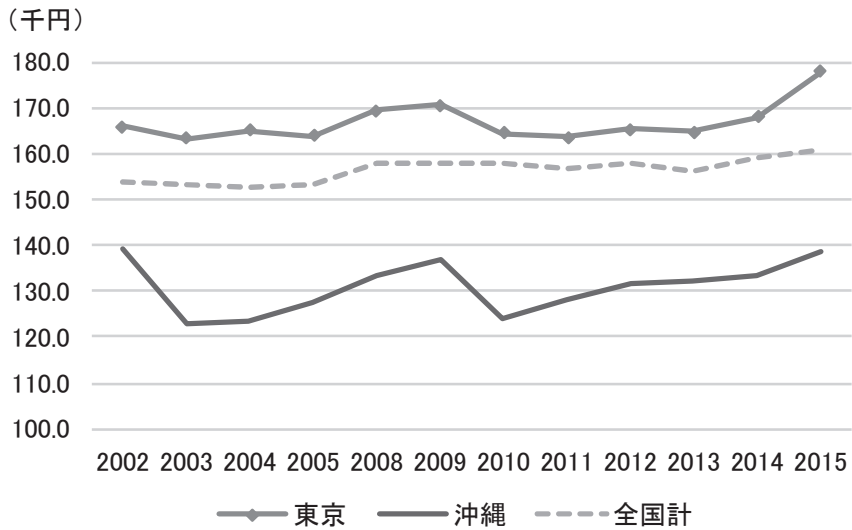
年以降は16万円弱で安定的に推移し、2015年に16万900円に上昇した。沖縄は2002年の13万9,200円から2003年には12万3,100円まで低下するなど、12万円強から14万円弱の間で推移している。

高卒初任給の全国計と東京の格差は、大卒初任給より大きいですが、2002年から2009年までは1.08

～1.09で推移し、2010年以降は1.05前後で安定していたが、2015年に1.11へと拡大した。沖縄は2002年に0.90であったが2003年には0.81まで拡大し、その後は縮小に向かうが、2010年に0.79へと拡大した後、0.85程度まで縮小した。

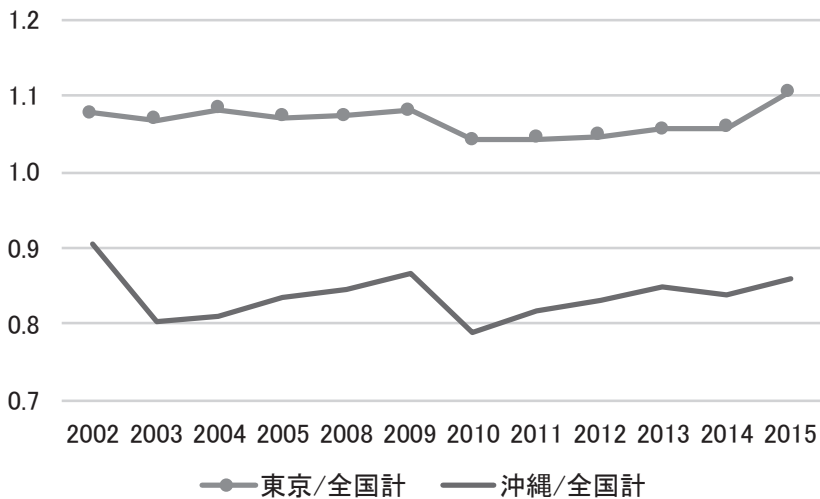
以上のように、初任給の水準は最低賃金に比べて全国平均と最高額との格差が小さい一方で、全

図5 地域別高卒初任給の推移



出所：同上

図6 高卒初任給の地域間格差の推移



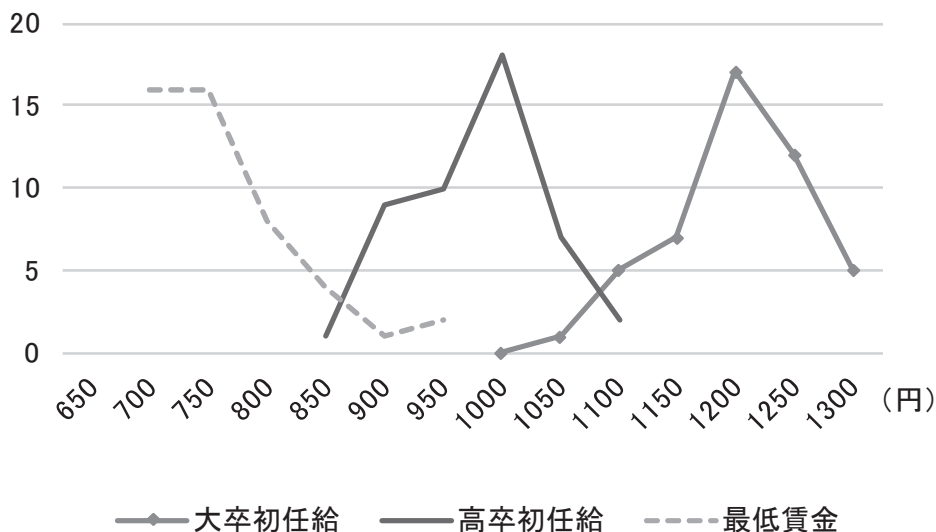
出所：同上

国平均と最低額との格差が大きい。この点を明らかにするために、それぞれの度数分布表を比較してみよう。

図7は、2015年の時給に換算した大卒初任給、高卒初任給および最低賃金の分布を示したものである。マーカー(◆)が付いている大卒初任給は分布が中心より上層に偏っており、高卒初任給もやや中心より上層に寄っている。これに対して最

低賃金は下層に集中しており、両者の分布が異なっていることがわかる。仮に新卒初任給が最低生計費を反映した水準に近く、最低賃金は最低生計費を保障する水準にすることを目指すのであれば、最低賃金は全体的に初任給の分布に近いものにし、東京、神奈川などの一部の地域だけ引き上げるのではなく、より多くの地域で大幅な引き上げをする必要があるだろう。

図7 初任給および最低賃金の分布（2015年）



出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」および「地域別最低賃金改正の答申状況について」より作成
 注：初任給は所定内労働時間を163時間とみなして時給に換算した。

おわりに

2007年に最低賃金法が改正され、それ以降、地域別最低賃金額が大幅に引き上げられてきた。政府は最低800円、全国平均1000円を目指すとする目標を堅持しているが、本研究ではこの目標の妥当性について検討した。近年実施された最低生活費に関する研究によれば、実態生計費方式では首都圏の最低生計費は1ヶ月18～19.5万円程度、合意形成方式では21～21.5万円程度とされているが、これは大卒初任給と近い水準であった。そこで、初任給は就労経験のない新卒者の賃金であるから、地域の最低生活費を反映した水準であると考え、初任給の分布と比較しながら、地域別最低賃金の水準および引き上げ状況について検討した。その結果、全国平均1,000円という目標は実態生計費に近い厳しめの水準であると示唆された。また、この間に東京をはじめ首都圏の最低賃金引き上げが優先され、地域間格差が拡大してきた点は問題である。地域別最低賃金の地域間格差は、大卒初任給の分布とは異なり、上位層が少なく下位層が多くなっている。それゆえ、これ

では最低生計費を保証できない地域が多くなってしまふと考えられるため、下位層や中位層の最賃を引き上げて地域間格差を縮小させるべきであると考えられる。

ところで、以上の点は、新卒初任給が地域の最低生計費を反映しているとの仮説が前提となっているが、この点は十分に検証できていない。複数の地域の最低生計費を推計した研究によれば、地域間で最低生計費に大きな差はないという指摘もあり（中澤 [2016]）、こうした研究は本稿の仮定を傍証するのであるが、さらなる検討が必要である。

また、沖縄のように、初任給が低い地域の最低賃金を低位に抑え、全国平均との格差を温存すべきかどうかについても検討が必要である。こうした地域では、最低賃金の引き上げが新卒初任給の水準に影響を与えるため、最低賃金を引き上げることで初任給が引き上げられ、さらには地域全体の賃金を底上げする可能性もある。さらに、賃金引き上げが企業の移転を促して労働需要を減少させるのではなく、若者の人口流出を防いで地域の活性化を促進する可能性を示唆する研究もある

(齋藤 [2015]). これらの点については、本稿での検討範囲を大きく超えるものであるが、検討に値する興味深い論点であろう。

注

- 1) たとえば脇田 (2010), 吉川 (2013) は賃金の下落がデフレの主な原因であるとしている。
- 2) Rani, Besler and Ranjbar (2013), (田村訳, p.59).
- 3) 厚生労働省「平成 23 年度地域別最低賃金改定の目安について」別紙 2 の別添における可処分所得比率 0.857 を参考にした。
- 4) ただし、その後の消費者物価(持ち家の帰属家賃を除く総合指数)は 2010 年を 100 として 2015 年には 104.6 へと上昇している点を考慮する必要がある。

参考文献

- Card, David and Krueger, Alan B. (1995) *Myth and Measurement: The New Economics of the Minimum Wage*, Princeton University Press.
- Doucoulgiagos, Hristos and Stanley, T. D. (2009) "Publication Selection Bias in Minimum-Wage Research? A Meta-Regression Analysis," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 47, Issue 2, pp. 406-428.
- Giotis, Georgios and Chletsos, Michael (2015) "Is There Publication Selection Bias in Minimum Wage Research during the Five-year Period from 2010 to 2014?," *Economics Discussion Papers*, No 2015-58, Kiel Institute for the World Economy.
- Kambayashi, Ryo and Kawaguchi, Daiji and Yamada, Ken (2013) "Minimum wage in a deflationary economy: The Japanese experience, 1994-2003", *Labor Economics*, vol.23, pp.30-39.
- Kawaguchi, Daiji and Mori, Yuko (2009) "Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?," *RIETI Discussion Paper Series*, 09-E-032, The Research Institute of Economy, Trade and Industry.
- Neumark, David and Wascher, William (2004) "Minimum Wages, Labor Market Institutions, And Youth Employment: A Cross-National Analysis," *Industrial and Labor Relations Review*, v57 (2,Jan) , 223-248.
- Neumark, David and Wascher, William (2008) *Minimum Wages*, MIT Press.
- Rani, Uma and Besler, Patrick and Ranjbar, Setareh (2013) "Role of minimum wages in rebalancing the economy," *World of Work Report*. (田村勝省訳 (2014)「世界労働レポート 2013」一灯舎)
- 岩田正美・岩永理恵 (2012)「ミニマム・インカム・スタンダード (MIS 法) を用いた日本の最低生活費試算 - 他の手法による試算および最低生活費試算 -」社会政策学会編『社会政策』第 4 巻第 1 号, ミネルヴァ書房, pp.61-70.
- 岩田正美・村上英吾・岩永理恵・松本一郎・鳥山まどか (2011)「「流動社会」における生活最低限の実証的研究 4: 家計実態アプローチによる最低生活費 - 生活保護基準等との比較」『貧困研究』Vol.7, 明石書店, pp.63-74.
- 大竹文雄・川口大司・鶴光太郎 (2013)『最低賃金改革』日本評論社
- 金澤誠一 (2009)『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版.
- 川口大司 (2009)「最低賃金と雇用」大橋勇雄編著『労働需要の経済学』ミネルヴァ書房.
- 川口大司・森悠子 (2009)「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」『日本労働研究雑誌』593 号, 労働政策研究・研修機構
- 川口大司・森悠子 (2013)「最低賃金と若年雇用 2007 年最低賃金法改正の影響」大竹・川口・鶴 (2013) 所収
- 齋藤敦 (2015)「最低賃金制度の問題点と解決に向けて」『労働総研クォーターリー』No.98, 労働運動総合研究所
- 桜井啓太 (2013)「最低賃金と生活保護: 最低賃金決定における生活保護水準の妥当性」『貧困研究』Vol.10, 明石書店
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2005)「“貧困との闘い”における最低賃金の役割」『日本の貧困研究』東京大学出版会

最低生活保障政策としての最低賃金（村上）

- 鶴光太郎「最低賃金の労働市場・経済への影響」大竹・川口・鶴（2013）所収
- 中澤秀一（2016）「最低生活費調査からみた最賃制度の問題点」『経済』No.253, 新日本出版社
- 樋口美雄・佐藤一磨・小林徹（2011）「最低賃金引き上げの経済効果：パネルデータによる分析」Keio/Kyoto Global COE Discussion Paper Series, DP2011-025.
- 村上英吾（2011）「『流動社会』における生活最低限の実証的研究 3 - 『全国消費実態調査』との比較」『貧困研究』Vol.6, 明石書店, pp.35-42.
- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平（2012）「主観的最低生活費の測定」『社会政策』第3巻第3号, ミネルヴァ書房, pp.127-139.
- 吉川洋（2013）『デフレーション』日本経済新聞出版社
- 脇田成（2010）『ナビゲート！日本経済』筑摩書房